

「行在所記念之碑」について

整理番号	題額	題額揮毫	碑記撰文	碑記揮毫
浦和二三	行在所記念之碑	徳大寺実則	大久保利武	市河三兼

鐫刻	撰文建碑年	住所	場所	備考
宮亀年	一九〇七・明治四〇	浦和区高砂	埼玉会館広場横	

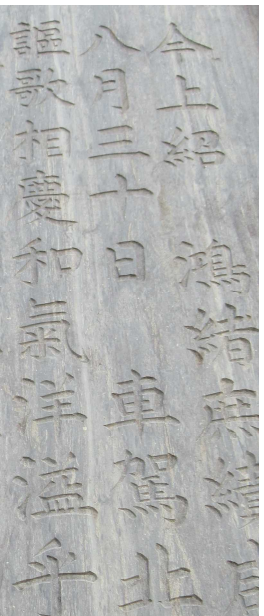
一. はじめに

明治十一年の天皇東北巡幸において、天皇の一日目の宿泊地が浦和であり、その宿としたのが、新築もない埼玉県師範学校の新校舎であった。いわゆる鳳翔閣である。本石碑は、そのことを明治四十年になって、顕彰記念したものである。

○写真1 石碑正面 左は「明治天皇浦和」



○写真2 背面の「碑記」部分（背面すぐに塀があり、正対して全体を撮影できない）



二、翻刻並に訳注

■翻刻

(正面)

◎題額

行在所記念之碑

(背面)

◎碑記

今上紹□鴻緒庶績咸熙□聖詔特宏□皇謨以興教學之化矣十一年八月三十日□車駕北巡至于我崎玉縣以師範學校供□行在焉是日謳歌相慶和氣洋溢乎階前宮内卿德大寺實則等侍焉爾來三十年於茲□國憲□親裁公議□王師遠燿□聖武□皇運於是鼓曠古之盛絃誦之功亦以濟厥美焉而□行在之跡前後遷其校今為女子師範學校高等女學校或恐至於無人復識之者此豈□聖世尚教學之旨乎利武以不敏受乏於牧民之職義當鞠躬竭力以荅□聖恩也頃者同人胥謀欲樹石於□行在之趾以表之使後之過此跡者瞻仰永知□聖世之所尚於教學也矣因請德大寺侯爵之題字大書深刻功不日而成利武等南望遙拜□宸闕恭奉□寶祚萬年之誠焉
明治四十年天長節前五日

崎玉縣知事從四位勳三等大久保利武謹撰

從七位

市河三兼謹書

宮 龜年刻

*聖・皇といった天子を想起させる文字については敬意をはらって前に空格を一字分設けている(十六箇所。□で示した)。自分の本名である「利武」は、小字としている

■訳注

◎碑記

●本文(いわゆる旧字体とし、一行毎に改行した)

今上紹鴻緒、庶績咸熙、聖詔特宏皇謨、以興教學之化矣。

十一年八月三十日、車駕北巡至于我崎玉縣。

以師範學校供行在焉。

是日謳歌相慶、和氣洋溢乎階前。

宮内卿德大寺實則等侍焉。

爾來三十年於茲、國憲親裁公議、王師遠燿聖武。

皇運於是致曠古之盛、
絃誦之功、亦以濟厥美焉。

而行在之跡前後遷其校、今爲女子師範學校高等女學校。
或恐、至於無人復識之者。

此豈聖世尚教學之旨乎。

利武以不敏受乏於牧民之職、義當鞠躬竭力以答聖恩也。

頃者、同人胥謀、欲樹石於行在之趾、以表之、使後之過此跡者、瞻仰永知聖世之所尚於教學也矣。

因請德大寺侯爵之題字大書。

深刻功不日而成。

利武等南望遙拜宸闕、恭奉寶祚萬年之誠焉。

明治四十年天長節前五日

埼玉縣知事從四位勳三等大久保利武 謹撰

從七位市河三兼謹書

宮龜年刻

●訓記

今上 鴻緒を紹ぎ、庶績 咸熙り、聖詔 特に皇謨を宏め、以て教學の化を興す。

十一年八月三十日、車駕 北巡して我が埼玉縣に至る。

師範學校を以て行在に供す。

是の日 謳歌相慶し、和氣階前に洋溢す。

宮内卿德大寺實則等、侍る。

爾來 茲に三十年、國憲 公議に親裁され、王師遠く聖武を耀かす。

皇運ここにおいて、曠古の盛を致す。

絃誦の功も、亦た以て厥の美を濟す。

而るに行在の跡 前後其の校を遷り、今は女子師範學校高等女學校たり。

或ひは恐る、人の復た之を識る者無きに至るを。

此れ豈に聖世の教學を尚ぶの旨ならんや。

利武 不敏を以て牧民の職を受乏す、義として當に鞠躬して力を竭くし以て聖恩に答ふべきなり。

頃者、同人胥に謀り、石を行在の趾に樹て、以て之を表し、後の此の跡を過ぐる者をして、聖世の尚ぶ所の教學におけるを瞻仰永知せしめんと欲す。

因りて德大寺侯爵に之が題字の大書を請ふ。

深刻の功 日ならずして成る。

利武等南に望みて遙かに宸闕を拜し、恭しく寶祚萬年の誠を奉ず。

明治四十年天長節前五日

埼玉縣知事 從四位勳三等 大久保利武 謹みて撰す

從七位 市河三兼 謹みて書す

宮龜年 刻す

●人物

○今上 明治天皇。名は睦仁^{むつひと}。幼名祐宮^{さちのみや}。孝明天皇の第二子。嘉永五（一八五二）年から明治四五（一九一二）年、在位一八六七年から。東北巡幸の一年は、二六歳であった。

○徳大寺實則 とくだいじ さねのり。天保一〇（一八三九）年から大正八（一九一九）年。右大臣徳大寺公純の長男。嘉永四（一八五一）年に侍従に任ぜられたのを皮切りに宮中の官を歴任し、明治四（一八七二）年に侍従長・宮内卿を兼任し、以後明治天皇の崩御に至るまで侍従長として側近に仕えた。

○大久保利武 おおくぼ としたけ。慶応元（一八六五）年から昭和一八（一九四三）年。大久保利通の三男。明治二〇（一八八七）年に第一高等中学校を卒業後、アメリカ合衆国等に留学。帰国後は、内務大臣秘書官・大分県知事等を歴任して、同三八（一九〇五）年に第一三代埼玉県知事となる。四〇歳の若さであった。知事在任中の業績等は小山博也氏の論考^{〔1〕}に詳しいが、教育の発展にも力を入れたことが注目される。

○市河三兼 いちかわさんけん。号は萬庵。天保九（一八三八）から明治四〇（一九〇七）年。幕末三筆のひとりである市河米庵の子。洋式砲術を学び、鉄砲方となるが、のち養子に家督を譲り、書を生業とする。明治維新後政府に仕え、明治三（一八七〇）年にロンドンで印刷された、日本最初の紙幣の文字を担当した。同四〇年一月一〇日に死去しており、行在所記念之碑建立が九月一七日であり、死の直前の作品ということになる。

○宮亀年 きゅうきねん。弘化二（一八四五）年から大正七（一九一八）年。本名は本宮為吉。碑銘彫刻師。「亀年」という名は、祖父である本宮勘兵衛が、天保年間に小田原城主大久保加賀守から賜ったものとされ、以降、石工として家を継ぐ者がこの名を名乗るようになった。為吉は「三代目宮亀年」である。明治五（一八七二）年に東京芝で開業。多くの石碑を手がけた。彼の伝記と作品については、前掲注2に詳しい。この碑を刻したのは六二歳、円熟の時を迎えていた。姓の「宮」は、名字の本宮から一字を取り中国風にしたもの。よって「みや」ではなく「きゅう」と漢音で音読みする。

● 語注

○今上 現在の天皇。ここでは明治天皇。

○紹 受け継ぐ。「漢書」叙伝下に「漢紹堯運、以建帝業（漢 堯の運を紹ぎ、以て帝業を建つ）」とある。

○鴻緒 大統、王業。「後漢書」順帝紀に「陛下踐祚、奉遵鴻緒（陛下踐祚し、鴻緒を奉遵せらる）」とある。

○庶績咸熙 もろもろの仕事を拡張し発展させる。「尚書」堯典に「允釐百工、庶績咸熙（允に百工を釐めて、庶績咸熙する）」とある。

○聖詔 天子の詔書の尊称。

○皇謨 天子のはかりごと、計画。

○行在 天子が行幸する際の仮の御所。

○謳歌 天子の徳政をほめたたえて歌うこと、またその歌。「孟子」万章上第五章に「謳歌者、不謳歌堯之子而謳歌舜（謳歌する者は、堯の子を謳歌せずして、舜を謳歌す）」とある。ここでは一般論ではなく、実際に天皇を褒める詩歌が埼玉の人々によって作られ、捧呈されていることを踏まえる。

○慶 めでたいとして祝う、ことほぐ。

- 和氣 和平之氣。温和で平和をもたらす気。「漢書」劉向伝に「和氣致祥、乖氣致異（和氣は祥を致し、乖氣は異を致す）」とある。
- 洋溢 満ちあふれて広くゆきわたる。
- 階前 きざはしの前。ここでは宮城の階段の前の意味で、「陛下」と同義だろう。行宮の天皇の前。
- 宮内卿 宮内省長官。徳大寺実則は二代目。
- 國憲 国家の法制。また憲法。ここでは大日本帝国憲法のことをいうか。明治二二（一八八九）年二月、発布。枢密院において、天皇親臨のもとに審議され、主権者たる天皇が定めて、国民に下し与えるというかたちで制定・発布された。
- 親裁 天子が自ら裁決すること。
- 公議 おおやけの議論。
- 王師 天子の軍隊。「詩経」周頌・酌に「於鑠王師、遵養時晦、時純熙矣（於 鑠なる王師、遵て時の晦を養れ、時れ純いに熙かん）」とある。
- 聖武 智徳完全の威武。「尚書」伊訓に「惟我商王、布昭聖武、代虐以寛、兆民允懷（惟れ我が商王、聖武を布昭し、虐に代ふるに寛を以てし、兆民允に懷く）」とある。
- 王師遠耀聖武 明治二八（一八九五）年終結の日清戦争と、同三八（一九〇五）年終結の日露戦争の「勝利」。また、同二八年の台湾併合や同三八年の韓国併合も含むだろう。これらはもちろん日本による植民地政策＝侵略であるのだが、形式上は台湾や朝鮮が、日本を慕い喜んでその傘下に入ったという形を取っている。
- 皇運 皇帝・帝国の命運。史岑の「出師頌」（「文選」巻四七）に「皇運來授、萬寶増煥（皇運來り授けられ、萬寶煥きを増す）」とある。
- 曠古 古をむなしくする。前例のない、空前絶後。
- 絃誦 古代、「詩経」を教え学ぶのに、弦楽を伴うものを弦歌といい、弦楽を伴わずに朗読するものを誦といった。あわせて弦誦で、詩経を教え学ぶこと。転じて、あまねく教え学ぶこと。ここでは、直接的には、明治二三（一八九〇）年の「教育ニ關スル勅語（教育勅語）」の発布を意識しているものと思われる。
- 濟厥美 子孫がよく父祖の業を受け継いでさらなる善事をなすこと。「春秋左氏伝」文公一八年に「世濟其美、不隕其名（世々其の美を濟し、其の名を隕さず）」とある。
- 利武 埼玉県知事大久保利武。
- 不敏 さとくくない、愚か者。「論語」顔淵篇に「回、雖不敏、請事斯語矣（回、不敏なりと雖も、請ふ、斯の語を事とせん）」とある。
- 受乏 承乏に同じ。乏はむなしい。承乏は、乏を承けるで、適任者がおらず空いている職位に仮につくこと。のちに官吏が自分の任官を謙遜している。「春秋左氏伝」成公二年に「敢告不敏、攝官承乏（敢えて不敏を告ぐ、官に攝はり乏を承く）」とある。
- 牧民之職 牧民官は、地方長官の称。ここでは県知事。
- 義 道義上。
- 鞠躬 「鞠躬盡瘁」の略語。恭しく慎み、心と体の力をつくしてつとめる。諸葛亮「後出師表」（「古文真宝」等）に「臣、鞠躬盡瘁、死而後已（臣、鞠躬尽瘁し、死して後已まん）」とある。
- 竭力 力をつくす。尽力。「論語」学而に「事父母、能竭其力（父母に事へて、能く其の力を竭くす）」とある。

○聖恩 天子の恩寵。韓愈「潮州刺史謝上表」（「唐宋八家文」等）に「聖恩弘大、天地莫量（聖恩の弘大なること、天地も量る莫し）」とある。

○同人 同じ志の人。

○胥謀 胥は、相互に、ともに。與に通じる。與謀は、ともに謀る。「史記」項羽本紀に「（亜父）曰、唉、豎子不足與謀。（亜父曰く、唉、豎子は與に謀るに足らず）」とある。

○瞻仰 みあげる。仰ぎ慕う。「漢書」朱雲伝に「大臣者、國家之股肱、萬姓所瞻仰、明王所慎擇也（大臣なる者は、國家の股肱、万姓の瞻仰する所、明王の慎みて扱ふ所なり）」とある。

○功 仕事、事業。

○不日 「日ならず」。幾日も経たないうちに。「詩経」大雅靈台に「庶民攻之、不日成之（庶民之を攻め、日ならずして之を成す）」とある。

○宸闕 宮城の門の両側にある門闕。転じて、宮城。宸掖とも。宋蔡襄「賀文樞使啓」に「拜恩宸闕、正位樞廷（恩を宸闕に拜し、位を樞廷に正す）」とある。

○奉 両手でうやうやしくたてまつる。

○寶祚 天子の即位。皇位。又国運。

○天長節 天皇の誕生日で祝日。明治時代は、明治天皇の誕生日で九月二二日。

○前五日 九月一七日にあたる。

●口語訳（章立てと小見出しは訳者が便宜的につけた）

【明治天皇の即位と偉大な業績、特に教育を重視したこと】

今上陛下は、日本の皇位という大いなる事業を継承され、もろもろの仕事を拡張、発展させられたが、詔勅により天子のはかりごとをひろめ、発揚され、とりわけ教育学問に関する教化を振興された⁽²⁾。

【明治一年の巡幸と師範学校への御幸】

一年八月三〇日、天皇のお車は、日本北部巡幸の途につかれ、まずわが埼玉県に至られた。

そこで我々は師範学校を行在所として提供申し上げた。

この日、天子を褒め称える歌声が沸き起こり、天子をことほぎ、和平の気が行在所の陛下の御前に満ちあふれ、広く行き渡った。そして宮内卿の徳大寺實則卿らが、天子に侍りたてまつったのである。

【以来帝国の命運や教育学問が伸張したこと】

それ以来、今に至るまで三〇年間に経ったが、この間、世界に冠たる大日本帝国憲法が、十分なおおやけの議論を尽くした上で天皇によって定められ、臣民にくださった（日本国の内治の柱が確立したことを言う）。また正しい天子の軍隊は、清やロシア等の大国を打ち破って従え、台湾や朝鮮といった国々は皇国を慕ってその傘下に入ることを選んだ。

大日本帝国の命運はここにきて、かつてない空前絶後の隆盛をむかえたのである。

そして教育学問の功績としても、先祖の美德を受け継ぎ、りっぱに大成させたのである。

【明治天皇御幸の跡の危機】

（このように天皇を戴いた日本国は、その恩愛によって隆盛を極めているのにもかかわらず）、わが埼玉県におけるありがたい行在所の跡は、その後学校の出入りがあり、今では埼玉県師範学校ではなく、埼玉県女子師範学校と埼玉高等女学校が入るに至っている。こ

のように学校が入れ替わっていくことが続いたならば、ここがどんなに大切な場所であったかについて、知る人がいなくなってしまうのではないかと危ぶまれる次第である。

こうした事態が起こってしまうことは、教育学問を尚ぼうという、天子の御心の趣旨に沿うものと言えるだろうか。いや言えないだろう。

【聖蹟に石碑を建てて顕彰すること】

不肖わたくし大久保利武は、愚か者であるにもかかわらず、適任者がいないという非常事態の中で、民を統治する知事の大役をかたじけなくも拝命しました。臣民たるもの、義として、恭しく慎み、心と体の力を尽くしてつとめ、御任命くださいました、天子の篤い恩寵に報いるべきは当然のことであります。

そこで、このごろ、同志のものたちとはかり、石碑を行在所の跡に建て、それによってこの地を表顕（はつきりと世の中に示す）し、後世のこの地を通り過ぎる人々に、「天子の御心が尚んでいらつしやったのは教育学問に他ならなかった」ことを仰ぎ見あげ慕い、永遠に知らしめたいと思つたのであります。

【建碑】

そこで先の巡幸にも随行された、この地にゆかりの深い徳大寺侯爵に大書の題字を請うたところでございます。

かくしてその題字を深く彫りつける功業は、幾日もない内に完成しました。

【結び】

不肖利武等、南を望み、遙かに陛下のいます宮城を拝礼し、恭しく天子の位は千年万年につづくことを心から願うことを奉じたてまつる。

【署名】

明治四〇年、天長節に先立つこと五日

埼玉縣知事 從四位勲三等 大久保利武 謹んで撰述する

從七位 市河三兼 謹んで書す

宮龜年 刻す

三、解説

(一) 明治十一年巡幸と埼玉県師範学校

明治維新となり、新しい日本の支配者となった天皇は、しばしば宮城から出て、全国を巡幸した。それは天皇が新しい支配地域を見て回るとともに、地方の人びとに天皇に接する機会を与え、天皇を崇拝する習慣を根づかせようとする意図に基づくものであった。

明治十一年巡幸の、埼玉県での行程を次にまとめる。

・八月三十日、宮城を出発し、その日のうちに浦和に入って行在所に宿泊。

・同 三十一日、埼玉県庁・県立学校（師範学校・中学校等）・勸業博物観等視察。

浦和を發し、大宮氷川神社参拝。上尾を経て桶川に泊。

・九月一日、鴻巣・吹上を経て熊谷に泊。

・同 二日、群馬県に入る。

八月三十日の浦和での行在所が、新築の埼玉県師範学校（以後「埼玉師範」）の校舎、

鳳翔閣であった。

鳳翔閣については、巡幸に随行した三条実美が、建物の姿を見て、鳳が羽ばたくようだとして「鳳翔閣」と命名し、額に揮毫した、という説があるが誤り。

太政大臣である三条は、天皇に随行することなく、宮城に留まって摂政をつとめていた。また、「鳳翔閣」の額は、天皇が到着する数日前には既に埼玉師範の校舎に掲げられていたという、新聞記者岸田吟香の証言がある³⁾。現在さいたま市立浦和博物館の所蔵になっているこの額は、天皇巡幸のひと月前には完成していたと推測される。そして、鳳翔閣の命名者も三条ではなく、先に決まっていた名前を三条が揮毫しただけだと思われる。

行在所として提供した施設は、提供後は本来の目的で使用しても構わなかった。鳳翔閣も埼玉師範の校舎として、明治三十三年まで使用された。埼玉師範が鯛ガ窪（今のさいたま市役所敷地）へ移転したのは、埼玉県立高等女学校（以後「埼玉高女」）と埼玉県女子師範学校（以後「埼玉女師」）が鳳翔閣を校舎として同居した。同四十四年に埼玉高女が、大正十三年に埼玉女師がそれぞれ移転したのは、鳳翔閣は埼玉県立図書館として使用された。そして昭和三十五年、県立図書館の新築に伴い、鳳翔閣は解体され消滅した⁴⁾。

「行在所記念之碑」は鳳翔閣を埼玉女師が使用していた明治四十年の建碑で、県立図書館となった後も、若干場所を移動しつつも、鳳翔閣の側に立っていた。鳳翔閣解体後も図書館の脇にあり、県立浦和図書館廃館後は、移動することなく、その跡地である埼玉会館広場横に立っている。

（二）建碑の経緯と背景

「行在所記念之碑」の建立は、鳳翔閣が行在所となつてから、実に三十年も後のことである。そこには特別の意味があるものと考えられる。

碑の建設を構想し、実行した中心人物は、当時の埼玉県知事で碑文の撰文者でもある大久保利武であった。彼は県議会議長の吉田茂助とともに発起人総代となり、記念碑建設の趣旨を呼びかけて寄付を募っている。他の発起人には、県の政財界の人物と埼玉師範学校長が名を連ね、県庁が事務局となつて建碑にあつた。いわば埼玉県の官民挙げての大事業だったのである。

明治四十年になつて、こうした建碑運動が勢いを持った背景は、二つある。

ひとつは明治天皇聖蹟指定の動きである。

明治維新後の廃仏毀釈等の風潮に抗して、伝統文化や文物を保護する動きが出てくる。明治三十年には「古社寺保存法」が成立するが、単に古い物というわけではなく、天皇や皇室に関わりの深いものが注目されており、天皇を尊崇する意識の涵養という側面も強いものであった。明治四十四年には「史蹟及天然記念物ニ関スル件」が貴族院議会で可決され、事実上国営の「史蹟名勝天然記念物保存協会」が発足して、明治天皇に関わる史蹟を選定する動きが国策として進む。そして天皇崩御のちの大正八年に「史蹟名勝天然記念物法」が制定され、天皇が行幸した場所などを「明治天皇聖蹟」として国の文化財に指定することが始まる。そして昭和八年、最初の聖蹟が指定されるが、鳳翔閣も「行在所」として指定を受けるに至つた。

「行在所記念之碑」は、鳳翔閣、そして埼玉師範を、明治天皇と結びつけようとするものである。建碑は法律の制定に先立つこと四年であるが、巷で渦巻く聖蹟指定の動きに呼

応するものとして、大久保らの建碑があったと考えられる。

もう一つの背景は、明治四十年頃の埼玉師範の評判にある。

明治二十年頃から、中等学校において、学校側と生徒側とが対立して事件となる「学校紛擾事件」が多発するようになる。埼玉県においても、明治二十四年に埼玉師範で始めて紛擾事件が発生する。その後も繰り返されるが、特に明治三十八年に至り、埼玉県の政界もまきこむ大事件が起こる。

二月八日、伊藤学校長の教育姿勢に不満を抱いていた埼玉師範の生徒たちは、木下周一埼玉県知事に校長の転任を願ひ出る。木下知事がこれを拒否すると、生徒達は一斉に同盟休校に入る。すると激怒した知事は、校長に命じて生徒二三八人を無期停学処分とさせた。かくて事態は政治問題化し、かねてより木下知事と折り合いの悪かった吉田県会議長は文部省を訪れ、県知事と校長とに不都合な点があると訴えた。文部省から督学官が派遣されるに至り、調査の結果、生徒六名が退学となり、その他の生徒は停学解除となる。さらに伊藤校長は依願免職となり、木下知事も事実上左遷である大分県知事への転任を命ぜられるに至った（木下は転任を拒否して辞任した）。生徒には退学者を出し、校長の更迭や知事の左遷まで引き起こしたこの事件は、埼玉師範の名を大いにおとすものであり、学校設立者である埼玉県としても大きな傷を負ったと言える。

そして伊藤校長に代わって師範学校長となったのは、長野県師範学校教諭であった小島政吉で、木下周一に代わって埼玉県知事に任命されたのが大分県知事であった大久保利武であった。この二人の使命は、地に落ちてしまった埼玉師範と埼玉県の名誉を回復し、再び栄光に包まれた輝かしいものに復活させることにあった。

そこで、埼玉師範随一の栄光であった、明治十一年の行在所提供を担ぎ出し、石碑建立という事業によってそれを伝播定着させることを意図していたものと考えられる。これが建碑のもうひとつの、そして最大の背景だった。

四．主な参考資料

① 翻刻

・浦和市郷土文化会『浦和の石ぶみ』（さきたま出版会、一九八八）。

② 論文など

・薄井俊二「天皇の巡幸を契機とする埼玉県師範学校に関わる石碑について（その一）―行在所記念之碑―と鳳翔閣一」『埼玉大学紀要（教育学部）』（七二巻二号、二〇二二）。

● 注

(1) 小山博也「歴代知事一人と業績―その二― 第三代 大久保利武」『埼玉県史研究』三五号（二〇〇〇）。

(2) 原文「聖詔特宏皇謨、以興教學之化矣」であるが、天子の詔勅による教育の振興を述べているとするならば、直接的には、明治二三（一八九〇）年発布の教育勅語のことを指していると思われる。

(3) 「東京日日新聞」明治十一年八月二十九日。この件も含め、鳳翔閣のことは高山清司「鳳翔閣について―特別展「鳳翔閣百年」を開催して―」『浦和市立博物館調査報告書』（第六集、一九七九）に詳しい。

(4) 昭和四十七年に開館した浦和市郷土博物館（現さいたま市立浦和博物館）は、鳳翔閣のエントラ

ンス部分を模して作られた。

以上

二〇二三年三月 薄井俊二訳す
二〇二四年一月 薄井俊二補足